

# 「農業者の命を守る法制度・ 労災補償の課題と今後の展開方向」

---

令和5年10月20日 日本農業労災学会設立10周年記念シンポジウム

『新たな農業労災学の展望と農作業事故の根絶を目指して』講演資料

いのしし社会保険労務士事務所 所長 社会保険労務士 中村雅和

(農業労災事務センター常務理事兼事務局長)

# もくじ

---

- 1 事故を未然に防ぐ法制度
- 2 労災保険特別加入制度導入の経緯
- 3 労災保険特別加入制度の詳解
- 4 社労士グループの学会活動の成果
- 5 法制度上の課題と今後の展望



# Ⅰ 事故を未然に防ぐ法制度

---

・労働安全衛生法・・・労働者を雇ったときに法的強制力をもって事故防止措置を定める。

安全衛生管理体制、危険・健康障害防止措置、安全衛生教育、健康診断、職場環境

・労働契約法・・・労働契約に伴い、生命・身体等の安全を確保する法的義務を負う（安全配慮義務）

・農水省、農業機械化協会、農業改良普及支援協会、農村医学会、農研機構、GAP協会など、自営農業者に対する法的強制力はないが、任意の取り組みがある。



**安全第一**

## 2 労災保険特別加入制度導入の経緯



昭和22年 労働者災害補償保険法の制定

終戦後の昭和22年9月、労働条件の最低基準を定めた画期的な労働基準法が制定されるに及んで、適用対象の拡大、補償水準の大幅な引き上げが行われるとともに、**業務上の災害に対する事業主の無過失補償責任**の理念がここに確立されるに至った。

これと同時に、業務上の災害発生に際し、事業主の補償負担の緩和を図り労働者に対する迅速かつ公正な保護を確保するため、新たに労働者災害補償保険法が制定された。

法施行当初は、強制適用事業が製造業、鉱業、運送業、建設業、貨物業などに限定され、農業は労災保険法の適用外だった。

## 昭和32年 農業分野の労災保険適用の特例

特別加入制度創設以前の農業等任意適用事業の特例（現在は廃止）

---



「季節的労働者を雇用する農業等任意適用事業に対する労災保険法の適用について」

昭和32年5月4日基発第370号

事務簡素化を図るため、協同組合等を事業単位とする労災保険法の適用を認める。

！ 季節的労働者を雇用する農家をもって構成された協同組合等を適用事業単位とし、その組合等を使用者とみなしその構成する農家の農耕作業の一括保険加入を認める。

## 昭和40年法改正（特別加入制度の創設、指定農業機械作業従事者）

労働者と同様な業務災害の危険にさらされている一定の者に対し、労災保険法を適用させる旨の改正。



昭和40年4月23日衆議院社会労働委員会審議  
石田国務大臣「最近は農村にも機械がたくさん導入され・・・、その機械等による災害が激増して・・・農業団体その他からの要望も・・・」「労災保険・・・に・・・自営農民を入れる・・・いわば（労働者ではない農業者への※筆者）サービス・・・おのずからそこに限度」

## 昭和40年法改正（特別加入制度の創設、指定農業機械作業従事者）

労働者と同様な業務災害の危険にさらされている一定の者に対し、労災保険法を適用させる旨の改正。



同年5月15日審議

村上政府委員「農業政策の観点から一定の**災害防止基準**といったもの・・・お作りいただき」

同年5月19日審議（参議院）

石黒政府委員「農業につきましては、・・・労働省の一番弱い点・・・非常に知識が乏しい・・・我々の能力でカバーできる範囲から逐次受け止めて・・・次第に広げるような措置」

同年5月17日、衆議院本会議、同年6月1日参議院本会議において労災保険法改正案が可決成立、同年11月1日から特別加入制度が施行されることに。

## 昭和40年法改正（特別加入制度の創設、指定農業機械作業従事者）

労働者と同様な業務災害の危険にさらされている一定の者に対し、労災保険法を適用させる旨の改正。

---

（法案成立を受け）昭和40年10月20日労働者災害補償保険審議会答申

農業従事者の特別加入については、その業態の特殊性、他の業種との均衡等の問題、災害発生状況ないし保険数理上の基礎データの未整備の現状から見て、時期尚早のきらいがあり、殊に農業労働者に対し、完全適用もされていない現状において自営農業者に対する適用を進めること自体、労災保険制度の趣旨、制度運営の基本的態度として問題がある。

この際、ある程度の加入を認めるとしても、以上の見地から、危険度の最も高く、重度の傷害を起こす恐れがあると認められる種類の機械による作業を対象として必要最小限にとどめるものとし、将来の方策については、改めて根本的な検討を加えたうえ、方針を策定すべきである。





# 平成3年法改正（特定農作業従事者（特別加入者の範囲等の拡大））

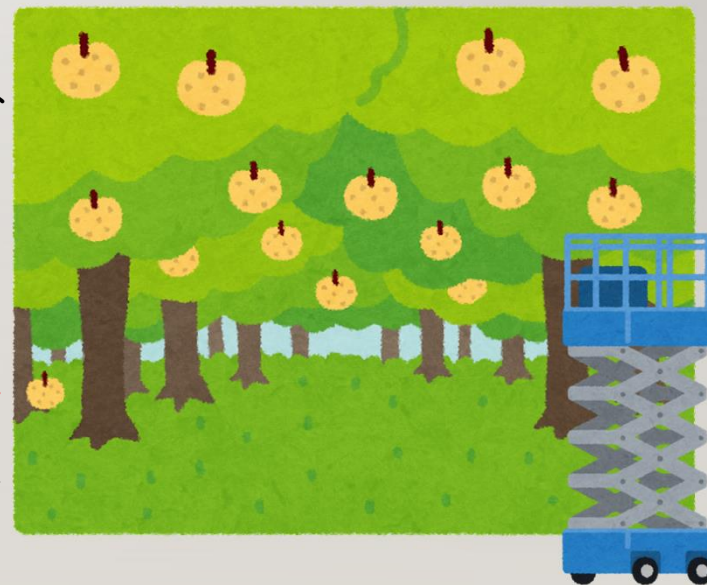
静岡のミカン農家の青年部がミカン収穫時の高所作業の災害補償のために立ち上がったという経緯があるといわれている。

---

## 平成3年4月12日（労働省発労徴第38号、基発第259号）

特別加入の対象となるべき者は、労働者に準じて労災保険により保護するに値する者であることが原則であること、また、保険技術上（業務上外の認定等）の観点から、**家庭生活と区別できる程度に独立した規模を有する事業場**に従事していることが必要である。

また、今回の特別加入の新設の目的の一つは、**当該特定加入に係る事業に使用される労働者への労災保険の適用拡大**にあることから、労働者を使用する可能性の大きい**年間農業生産物総販売額300万円以上又は経営耕地面積2ヘクタール以上の規模**において作業する者（当該事業場に係る農地の所有者又は賃借人及びその共同作業者に限る。）に加入対象を限ることとした。



# 平成3年法改正（暫定任意適用事業の拡大）

農業者が特別加入したら（強制）適用事業に該当させる法改正も、同時に実施。

---

## 労災保険法附則

### （労災保険の適用事業に関する暫定措置）

第12条 次に掲げる事業以外の事業であって・・・当分の間・・・適用事業としない。

一 略

二 労災保険法第35条第1項第3号（一人親方、その家族等、**特定作業従事者**）の規定を適用を受ける者のうち同法第33条第3号（一人親方）又は第5号（**特定作業従事者**）に掲げる者が行う当該事業又は当該作業に係る事業であって、**農業**に該当するもの。

※一人親方等の規定の適用を受けなくなった後、引き続き労働者を使用して行う事業を含む。→ **（強制）適用事業とする。**



## 3 農業における特別加入制度の詳細

### (1) 特定農作業従事者の補償範囲

---

- ① **動力機械作業** 自営農業者が、農作業上において、動力により駆動される機械を使用して行う耕作等作業を行う場合。
- ② **高さ2メートル以上の箇所における耕作等作業** 労働安全衛生規則第518条及び第519条の規定に基づく。40度以上の傾斜地についても、2メートル以上の高さであれば対象となる。高さが2メートル以上の畜舎・農舎の屋根の補修作業等は、農家が通常行うべきものであって、農作業に密接不可分な場合に限り、業務遂行性が認められる。
- ③ **サイロ・むろ等の酸素欠乏危険場所における耕作等作業** 労働安全衛生施行令別表第6第7号が根拠となっている。堆肥の発酵・貯蔵なども対象。
- ④ **農薬散布作業** 農薬取締法第1条の2第1項に規定する薬剤であって、同法第2条第3項の規定により登録を受けたものとなっている。
- ⑤ **牛・馬・豚に接触し、又はその恐れがある耕作等作業**

牛・馬は蹴られたり噛まれたりする危険性が高く、豚は体重300キロにも及び、移送作業中の危険等が予測されるため、となっている。なお調教は対象外。家畜のいない畜舎内の清掃は対象外。

### 3 農業における特別加入制度の詳細

#### (1) 特定農作業従事者の補償範囲

##### 対象となる「事業場」について

一農家単位を基本とするが、**農家の集団が共同で作業を行う場合（地域営農集団または農事組合法人）**は、当該集団を1つの事業場として取り扱うので、個々の農家の規模が小さくても、当該集団の規模で要件を満たしたものとして取り扱う。



##### 直接付帯する行為について

例えば、耕作等作業の前後において行う耕作等作業のための**動力機械の点検・修理作業**（日常行い得るものに限る）、農作物を共同集荷施設までトラック等で運ぶ**集荷作業**、圃場相互間において運転もしくは運搬する作業（労働者を送迎する作業、畜舎農舎の建築等作業は該当しない）、農産物を市場等まで運ぶ**出荷作業**、出荷作業後に行われる**販売作業**がこれに当たる。

### 3 農業における特別加入制度の詳細

#### (2) 指定農業機械作業従事者の補償範囲

その業務の特殊性から、**重度の傷害を起こす危険度が最も高いと認められる種類の農業機械**を使用する場合に限られ、また、これらの機械による作業の範囲は、農作業の全てではなく、「農業における**土地の耕作及び開墾並びに植物の栽培及び採取の作業**」に限られている。また機械の種類も厚生労働大臣が指定するものに限定されている。



- ①動力耕うん機その他の農業用トラクター
- ②動力溝掘機
- ③自走式田植機
- ④自走式スピードスプレーヤーその他の自走式防除用機械
- ⑤自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫用機械
- ⑥トラックその他の自走式運搬用機械
- ⑦次の定置式機械または携帯式機械
  - ・動力揚水機   ・動力草刈機
  - ・動力カッター   ・動力摘採機
  - ・動力脱穀機   ・動力剪定機
  - ・動力剪枝機   ・チェーンソー
  - ・単軌条式運搬機   ・コンベヤー
- ⑧無人航空機（農薬、肥料、種子もしくは融雪剤の散布または調査に用いるものに限る。）

### 3 農業における特別加入制度の詳細

#### (2) 指定農業機械作業従事者の補償範囲

---



- ・ 農業機械を作業場から格納場所に移動させる間の事故も対象。
- ・ 動力脱穀機の作業は、圃場及び圃道以外の作業場で行う場合も対象
- ・ 動力カッター及びコンベアーの作業は、圃場で採取したものの最終利用までの作業を圃場、圃道以外で行う場合も対象。ただし購入した牧草等を裁断する等の作業は含まれない
- ・ 自営農業者が行う作業には、他人の圃場等において行う作業も含まれるが、業務遂行性の迅速な認定に資するため、委託を受けて行う作業については、事前に委託を受けた作業内容を明らかにする書類を作成しなければならない。
- ・ 委託者や第三者から借り受けた機械（燃料調達含む）での作業は対象外

## 3 農業における特別加入制度の詳細

### (3) 中小事業主等の補償範囲

---

- ・ 300人以下の労働者を雇用する農業者およびその家族等
- ・ 労働者について、労災保険や雇用保険が成立している。
- ・ 労働保険の処理を労働保険事務組合に委託している。

以上の要件を満たすと「中小事業主等」の区分で特別加入できる。

補償の範囲

- ①申請時に記載した労働者の所定労働時間内の農作業等
- ②労働者の時間外・休日労働に応じた農作業等
- ③準備作業や後始末などの作業を農業者だけで行った場合。
- ④事業主の立場以外での出張
- ⑤通勤事故
- ⑥事業の運営に必要なレクレーション等の行事で労働者を伴う出席



## 4 社労士グループの学会活動の成果

---

- 2016.1 農業法人経営における労災補償対策を支援する社労士グループの役割（入来院）
- 2018.3 JAグループと社会保険労務士グループが連携した農作業安全・労災補償の取り組みと課題ー広島県の取り組みー（木山）
- 2019.3 社労士からの実践的な農作業事故防止対策の提言（矢島）
- 2021.3 農業労災安全拡充・労災補償対策のための社労士による参加型取り組み（中村雅）
- 2022.3 兼業・副業に関わる農作業安全対策と農業労災制度の役割（中村仁）
- 2023.3 特別加入制度の拡充と農作業従事者の特別加入（田中）  
建設業の労災補償対策における社労士の役割と課題（矢島）  
農業労災防止への「社労士からの講演（説明）事例」紹介（堀内）





## 4 社労士グループ等の学会活動の成果

- 農業経営における社労士の役割を広く紹介し、農業労災の予防と補償制度について具体例を上げ詳細に分析した事例（入来院）
- 社労士がJAと協同して、労災保険特別加入団体を運営し、農業者の補償対策を実施した事例（木山、中村雅）
- 社労士が、農業における事故防止に寄与し、他産業の労災対策を紹介した事例（矢島）や、農業者向け研修のあり方を報告した事例（堀内）
- 兼業農家の労災保険給付基礎日額が兼業先も合算されるようになった労災保険法改正の報告事例（中村仁）
- 労災保険特別加入制度の拡充について、提言を行った事例（田中）



# 5 法制度上の課題と今後の展開方向

課題1 労働者を雇用する農業者に対しては労働安全衛生法の規制が働くが、自営農業者には労災防止のための強制力ある法規制が働かない。



## 今後の展開方向

自営農業者の労災事故予防については、労働安全衛生法のような法律による強制は今後も困難と想定されるが、建設業の注文主と元請、下請の関係や、フリーランスに労働安全衛生法を適用する流れなどを参考に、例えば、農業協同組合法上の組合と組合員を同様に位置づければ、その可能性は無きにしもあらず、かもしれない。

現状では、行政や地域、JAなどの関係者が一体となった地域協議会の設置など、自主防災組織を通じた意識改革と、農機具メーカーと各専門機関による事故を防ぐ機械の開発などが求められる。また補助金申請時などに、安全研修の受講を義務付けるなども検討すべき。

社労士グループは、各地域協議会に参画するほか、農水省が実施している農作業安全アドバイザー研修を受講するなど、地域の事故防止の取り組みに積極的に関与すべき。

# 5 法制度上の課題と今後の展開方向

課題2 労働者を雇い入れた実経営体のうち、労災保険に加入した割合は45.4%、労働者の割合でいえば37.3%と\*、半数以上の実経営体は労働者を労災保険に加入させておらず、6割以上の労働者が労災保険の補償を受けられない可能性がある。



## 今後の展開方向

- 個人農業者の労災保険が暫定任意適用事業（労働者5人未満）であることが大きな要因であることは疑いがない。ただし任意加入できるにも関わらず加入率が低いことは農業者側の問題であり、この課題は解決していく必要がある。
- 政府は、特別加入した農業者が労働者を雇用した場合は5人未満でも強制適用となるよう法改正したが、それが効果を発揮していない可能性がある。また法人化した農業者も強制適用だが加入しているかどうか実態は不明である。
- 法改正により、暫定任意適用事業を強制適用にすることが効果的だが、そのためには上記の数値を改善することが求められ、また後述する農業の特別加入制度の法改正の前提となると思われる。

\*R2 厚生労働省労災保険事業年報によると、加入事業所数は70,873事業所、労働者数は411,369人、一方、農業センサスによると、雇い入れた実経営体数は156,053実経営体、実労働者数は1,104,330人とされている。

# 5 法制度上の課題と今後の展開方向

課題3 基幹的農業従事者のうち、労災保険の特別加入を活用している割合は9.0%\*となっており、加入率向上を当面の目標を持って取り組みを進める。



## 今後の展開方向

建設業の一人親方の労災保険特別加入率は81.9%\*\*と農業と比較すると高く、農業においても特別加入者を増やすことは、今後の法改正を求めるためにも喫緊の課題である。そのために取り組む対策は以下のとおりである。

- 基幹的農業従事者のほとんどがJA組合員である\*\*\*ことが想定され、JAを通じた労災保険特別加入が効果的であることに異論はないと思われる。農水省やJA、あるいは学会で、なぜ農業者の加入率が低いのかを調査分析し、その結果に基づいた対応を検討すべき。
- 社労士とJAが協同して特別加入団体を運営することが、お互いが専門分野に特化し、効果的であることは学会報告でも示されており、この取り組みを全国に広げていくことも重要と思われる。
- 安全対策同様、補助金申請時や、従事分量配当の農事組合法人オペレーターに労災保険特別加入を義務付けるなど、何らかの策を検討すべき。国土交通省の社会保険加入率向上の取り組みや、雇用就農資金の取り組みを参考に。

\*R2厚生労働省労災保険事業年報で、農業にかかる特別加入者数は122,278人で、農業センサスによる基幹的農業従事者数は1,363,038人

\*\*H30厚生労働省建設業一人親方の働く実態等に関するアンケート調査結果による。

\*\*\*R2事業年度農業協同組合及び同連合会一斉調査によれば、JAの正組合員数は約410万人とされる。

# 5 法制度上の課題と今後の展開方向

課題4 フリーランス新法の施行や、芸能関係作業従事者などの特別加入制度新設など、特別加入制度を巡る情勢の変化を踏まえ、農業における現行制度の改革を進める\*。



今後の展開方向

- 指定農業機械作業従事者や特定農作業従事者の補償範囲や加入要件の制約が、加入者数を増やせない要因となっている可能性を踏まえ、こうした制約をなくしていく法改正を求めていく活動を目指す。
- 農業者の農業保険を取り扱う農業共済組合（NOSAI）に特別加入団体になってもらい、そのネットワークやノウハウを活用できないか検討する。また農業保険に移管することも検討材料か。
- 労働者概念の見直しによる、雇用類似就業者（いわゆるフリーランス）に自営農業者を含めることが可能かどうかを検討する（国立国会図書館「フリーランスの保護を巡る政策動向」（堤 健造）より）。労働基準法と労働組合法の労働者性の相違が参考となりうる。（労働組合法はプロ野球選手なども労働者として取り扱われる）

# さいごにまとめ。。。

- ① 自営農業者の農業労災予防対策は、労働安全衛生法のような法的強制力を伴うものは困難だが、建設業やフリーランスの対応を参考に法律で規定できないか。当面は自主防災組織の構築や補助金申請の要件にするなどで対応すべき。
- ② 労災保険は、本来「労働者の災害補償のための保険」であり、個人農業者の雇用労働者の労災保険が暫定任意適用事業であることも踏まえ、農業労災特別加入制度の現状は制約が多いものになっている。
- ③ 雇用労働者を雇う農業者は、労災保険に必ず加入する。基幹的農業従事者は必ず特別加入する。その実績を上げて、暫定任意適用事業を撤廃し、特別加入制度の抜本的改革を果たしていく。
- ③ 社労士グループの学会での成果は、全国に波及させるべきものもあり、我々は、補償制度のみならず、予防対策についても積極的に取り組み、農業者の安心と安全を高いレベルで実現させていく。



ご清聴、ありがとうございました\(^o^)/

いのしし社会保険労務士事務所 中村雅和でした。